令和6年6月3日政策経営・総務・財政委員会配付資料財の方

## 市第2号議案 横浜市市税条例の一部改正

新築された認定長期優良住宅等に係る都市計画税の減額措置について、対象期間の延長を行うとともに、地方税法の一部改正に伴う項ずれ等の条文整備を行うため、横浜市市税条例の一部を改正します。

区分	改正案の内容						
	〇 新築された認定長期優良住宅等に対して課する都市計画税の減額措置の延長 [市税条例附則第13条の3の3、第13条の3の4]						
新	地方税法において、新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額措置が2年延長されたことから、これを 準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に2年延長します。 ・減額措置の概要						
新築住宅	対象資産(改正なし)	減額内容(改正なし)	対象期間【現行】		対象期間【改正案】		
<b>毛</b>	認定長期優良住宅	戸建住宅等 新築後5年度分 1/2減額 マンション等 新築後7年度分 1/2減額	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2年 延長			
	認定低炭素住宅等	戸建住宅等 新築後3年度分 1/2減額 マンション等 新築後5年度分 1/2減額	令和6年3月31日まで		<u>令和8年3月31日まで</u>		
		性や省エネルギー性能など一定の基準を満たし、長期 等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以		•	する一定の住宅		

既存住宅

## 改正案の内容

○ 熱損失防止改修工事等が行われた既存住宅に対して課する都市計画税の減額措置の延長

[市税条例附則第13条の7、第13条の8、第13条の8の2、第13条の8の3]

地方税法において、熱損失防止改修等住宅及び耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額措置が2年延長されたことから、これを準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に2年延長します。

## 熱損失防止改修等住宅の減額措置の概要

① 認定長期優良住宅 工事完了の翌年度分 2/3減額 今和6年3月315	対象資産(改正なし)	対象期間【現行】
	① 認定長期優良住宅	A # 0 # 0 B 01 B + 1
② その他の住宅 工事完了の翌年度分 1/3減額	② その他の住宅	令和6年3月31日まで

2年 延長 対象期間【改正案】

令和8年3月31日まで

※ 熱損失防止改修等住宅:太陽光発電設備の設置や窓の断熱改修など、省エネルギー化に資する一定の改修工事を行った住宅

## 耐震基準適合住宅の減額措置の概要

対象資産	減額内容(		
(改正なし)	耐震診断義務付け住宅	耐震診断義務がない住宅	対象期間【現行】
① 認定長期優良住宅	工事完了の翌年度分 2/3減額 翌々年度分 1/2減額	工事完了の翌年度分 2/3減額	令和6年3月31日まで
② その他の住宅	工事完了後2年度分 1/2減額	工事完了の翌年度分 1/2減額	

2年 延長 対象期間【改正案】

令和8年3月31日まで

※ 耐震基準適合住宅:地震に対する安全性の向上を目的とした一定の耐震改修工事が行われ、耐震基準を満たすこととなった住宅